

平成30年第7回熊野町議会全員協議会

会議録

1.招集年月日 平成30年8月8日

2.招集の場所 第1委員会室

3.開会年月日 平成30年8月8日

~~~~~

4.出席議員(15名)

|             |             |
|-------------|-------------|
| 1番 尺 田 耕 平  | 2番 竹 爪 憲 吾  |
| 3番 立 花 慶 三  | 4番 諏訪本 光    |
| 5番 沖 田 ゆかり  | 6番 片 川 学    |
| 7番 時 光 良 造  | 9番 荒 瀧 穂 積  |
| 10番 大瀬戸 宏 樹 | 11番 藤 本 哲 智 |
| 12番 山 野 千佳子 | 13番 久保隅 逸 郎 |
| 14番 中 原 裕 侑 | 15番 馬 上 勝 登 |
| 16番 山 吹 富 邦 |             |

~~~~~

5.欠席議員(1名)

8番 民 法 正 則

~~~~~

6.本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 西 村 隆 雄

~~~~~

7.説明のため出席した者の職氏名

【総務部】

(1)平成30年7月豪雨における議員間の情報共有について(協議)

危 機 管 理 監	貞 永 治 夫
民 生 部 長	光 本 一 也
建 設 部 長	沖 田 浩
教 育 部 長	横 山 大 治

総務部次長
危機管理課長

堀野辰夫
西岡隆司

8. 案件

【総務部】

(1) 平成30年7月豪雨における議員間の情報共有について(協議)

【議会】

(2) その他

9. 議事の内容

(開会 9時28分)

議長(山吹) おはようございます。

議員の皆様方、本日はお忙しい中を全員協議会にお集まりをいただきありがとうございます。本日の全員協議会では、平成30年7月豪雨における議員間の情報共有について、及びその他について御協議をいただきたいと思います。皆様方からさまざまな意見をいただきながら円滑に進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の全員協議会ですが、災害対応中ではありますが、執行部から危機管理監、そして民生部、建設部、教育部の各部長、総務部次長及び危機管理課長に出席をいただいております。

本日の全員協議会の進め方についてですが、前回の全員協議会で、住民からの質問・苦情に対して議員として説明をするに当たり、議会で情報を共有する必要があるとのことがありましたので、まず今回の7月豪雨災害に関して、各議員において住民からの要望や意見、あるいは議員の疑問事項について発言をいただき、その後、執行部から災害対応における現在の状況、そして課題と考えられることなどを説明していただきたいと思います。その際、さきの議員の発言に関することを踏まえて、説明可能なものについては説明をいただくこととしたいと思います。説明等が困難な場合の説明が不足する部分については、改めて説明をいただくようにしたいと思います。本日はこのように進行していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長（山吹） それでは、そのように進行いたします。

それでは、早速、協議に移りたいと思います。

協議案件、平成30年7月豪雨における議員間の情報共有について、まず住民からの要望や意見、あるいは疑問事項等がありましたら、議員のほうから発言をいただきたいと思ひます。どなたか発言はありますか。立花議員。

~~~~~

3番（立花） 初神に、災害ごみというんですかね、正式な言い方、置き場があるんですが、あそこはいつごろまで置けるのかという期間の問題と状態の問題をちょっと聞かれたんですが、そこらあたりのことがわかれば教えてください。

~~~~~

議長（山吹） 後から説明できるところはまた説明をお願いしたいと思います。

（「さき説明してもいいじゃないですか」の声あり）

議長（山吹） 後戻りするよ、これ。そのような形でいいですか、じゃあ。

~~~~~

14番（中原） ええですよ。聞くことをみんな聞きよったらわけがわからんようになるけえ、先に全部聞いて、その中で質問を受けたほうがいいんじゃないですか。

~~~~~

議長（山吹） そうしましょうか。じゃあ、そのようにしましょうか。

それでは、光本民生部長。

~~~~~

民生部長（光本） 今回の立花議員の今回の災害で出た災害ごみの仮置き場でございます。今、議員おっしゃるように初神に1カ所、それと呉地の皇帝ハイツからおりたところの町有地で2カ所、それと町民グラウンドに1カ所ということで、町民グラウンドについては特に土砂が多いんですけども、3カ所設けております。ということで、被災以来、特に初神と呉地の皇帝ハイツのところに、今回の災害ごみに限り仮置き場として持ち込みを入れてくださいという広報をしていただいております。現在も初神についても呉地についても両方受け入れ中でございます。これについては土日も含めて、今、受け入れをしている状況です。土日については、基本的には容量の状況を見ながら、次の土日にはどうかというところを確認しながら決めておるような状況です。

ということで、今のところは継続をして、盆の最中も、13、14、15、16も引

き続き受け入れを行うということで今進めております。

以上でございます。

議長（山吹） ほかにありませんか。

3番（立花） ええんかいな、別のことも。

議長（山吹） 説明を受けることとします。じゃあ、立花議員。

3番（立花） どうすりゃええんかな。

議長（山吹） じゃあほかに一応上げてみてください、意見等がありましたら。後から、執行部のほうから、その意見についてまた回答してもらおう、できるところは回答してもらおうようにしたいと思いますので。

3番（立花） こっちが先に質問するん。まあしょうか。

議長（山吹） 立花議員。

3番（立花） 具体的な話なんですけど、東部の健康センターに避難されておられた人が、自宅が入れないということで日中は帰って作業されるということなんで、できたら東部の風呂を大体4時半か5時ごろに終わるんですけども、それをもう少し長くしてもらえないかという話があった。それを健康センターのほうへ問い合わせたら、健康センター独自ではできないということで、町のほうにお願いをしたら、それはならんということで結局できなかったんですが、今、町民体育館で避難をされている方たちの、どう言ったらいいんかね。どういう、町のほうが主体になってやっておられるのか、それともスポーツ振興会か、それがやっておられるのか。そこらあたりのことがちょっと食い違っているような感じがしないこともないんですが、そこらあたりのことをちょっと説明をしていただければと思います。

議長（山吹） 暫時休憩いたします。

休憩 9時36分

再開 9時39分

~~~~~

議長（山吹） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

町執行部から、災害対応における現状や課題等について説明を受けたいと思います。

貞永危機管理監。

~~~~~

危機管理監（貞永） まず、このような場を持っていただきましてまことにありがとうございます。しかしながら、本日、この場で全てをお答えするということはなかなか難しいものでございますので、まず現在、町でまとめているものについて説明をさせていただきたいと思いますことを御了承ください。

なお、本来であれば宗條総務部長のほうの説明をすることになっておりましたけども、宗條部長のほう体調不良ということで、かわって私のほうの説明させていただきますことを御容赦ください。

では、A3ホッチキスどめのもので説明をさせていただきたいと思います。

~~~~~

議長（山吹） 座ってやってください。

~~~~~

危機管理監（貞永） それでは、まず1の総務部門、総括的事項につきまして、まず1の災害状況等でございますけども、（1）で人的被害。これは8月7日現在でまとめております。死者が12名、これは全員川角5丁目の大原ハイツの方でございます。安否不明者については、今のところゼロでございます。負傷者につきましては3名、これも大原ハイツの方なんですけども、足を切断された方が1名、指を切断された方が1名、あばら骨を折られた方が1名というふうに把握しております。

（2）は住宅、住家への被害ですけども、7日現在で全壊が26棟、大規模半壊が8棟、半壊が13棟、床上浸水が24棟、床下浸水43棟、一部損壊が22棟、計136棟。これは罹災証明の申請の認定の件数から出てきたものでございます。

（3）の大原ハイツの被災状況につきましては、大原だけでは全壊が18棟、大規模半壊が4棟、半壊が2棟、床上浸水、床下浸水はなくて、一部損壊が14棟、計38棟

が被害に遭われております。図面の中のオレンジで囲んだところが土砂が流れ込んだ区域で、赤いところが全壊、ピンクのところが大規模半壊、黄色が半壊というふうに、個々の家の色分けをしております。

(4)の救助・捜索活動につきましては、これは7月7日から7月16日の10日間にかけて行われたもので、自衛隊が401名、警察が1,165名、消防が998名、消防団が111名、建設業者が82名、町職員54名、その他が9人と、計2,820名、これは延べですけれども、出動させていただきました。

横の2の避難所への避難者数につきましては、町民体育館が128、町民会館が8人、くまの・みらい交流館が21人、東部地域健康センターが3人と、きのう現在の状況でございます。

その下に、この4つの避難所における避難者数の変動をつけております。ただ、避難所自体は10カ所開いていたときがありまして、7月6日の朝と7月28日の台風が来たとき、こちらのときには10カ所全員では1,000名ぐらいの避難者の方がおられました。この図にあります4カ所につきましては、当初、災害直後の3日間ぐらいが300人前後でしたけれども、あとはだんだん減ってきて、150人から130人の中で動いて、140人の中で動いているような状況でございます。

3の罹災証明書の発行状況につきましては、7日現在で、罹災証明申請累計の件数が297件、これについては発行累積件数が158件となっております。

4の避難指示の状況と解除の方向性につきましては、(1)避難指示の状況ということで、災害対策基本法第60条で、「災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、人の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立ち退きを指示することができる」ということで、まず7月6日、17時に避難準備・高齢者等避難開始の発令をいたしました。これが発災約3時間前でございます。避難準備・高齢者等避難開始に当たっては、避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立ち退き避難する。その他の人は立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災・気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましいとされております。

その後、19時に避難勧告を発令いたしました。これが発災約1時間前でございます。

予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立ち退き避難する。立ち退き避難がかえって命に危険を及ぼしかねないなどみずから判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として屋内安全確保、これは2階等に上がっていくと、1階にはいないという意味でございますけども、そちらの行動をとってほしいと。

19時40分になりまして、避難指示を発令いたしました。これが発災大体40分から30分前と認識しております。既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状態となっており、いまだ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難するというふうになっております。

では、2ページ目に移りまして、(2)避難指示の解除の方向性ということで、ちょっと説明を一番最後のページに移らせて説明させていただきたいと思えます。

御存じのように、今回の土砂災害につきましては、三石山の山頂からグリーンタウン入り口まで土石流が発生しており、山腹の斜面には直径10メートル以上の巨石が見られるという状態でした。町としましては、巨石などが動き出す可能性も予想されたことから、確実に安全だと判断できませんでしたので、人命の安全第一の観点から、晴天が続きましても避難指示を解除いたしませんでした。しかし、国土交通省の国土技術政策総合研究所という国の技術的判断をするトップの方に、7月17日と31日の2回にわたり三石山の山頂まで土石流の現場に入らせていただき、現状では巨石が著しく不安定という状況ではなく、下流部での大型土のうなどによる対策が講じられていることから、大雨時には注意が必要であるが、巨石が直ちに動くという状況ではないとの技術的支援をいただきましたので、8月2日の避難指示の解除の方向に変更いたしました。

それを文書にしたものが最後のページなんですけども、まず通行規制というのが、今まで救助・捜索活動及び土砂等の撤去作業を急ぐとともに事故防止のため行ってきた通行規制を、8月9日午前5時で解除しよう。

また、避難指示につきましては、横の図面にありますブルーとレッドという色分けをしておりますけども、ブルーが土砂災害警戒区域外、レッドのほうが土砂災害警戒区域のイエローゾーンに指定されている区域ですけども、それを危険性の意味からブルーとレッドに分けて色で示しておりますけども、まずこのブルーのところにつきましては、土石流の流路に不安定な岩石があるため発令している避難指示は、避難道の設置に伴い、団地内の一部区域について、8月12日、日曜日の午前0時をもって避難指示を解除し

ます。レッドゾーンにつきましては、本年11月上旬に完成を指しております県が行う強靱ワイヤーネットが完成したときをもって避難指示を解除するというふうに考えて、住民の皆様にご通知申し上げた次第でございます。

では、2ページ目に戻っていただきまして、5の筆の里工房の被災状況について説明させていただきます。

(1)の直接被害につきましては、第1、第2駐車場、土砂・流木が堆積。フェンスと看板、バリカー等が破損をいたしました。搬入口、ピロティ、茶室の周囲、アトリエは土砂が流入し、シャッター等が損傷いたしました。臨時駐車場につきましては、土砂と流木が堆積をしたというふうな状況です。

次に、運営の影響につきましては、7月7日から12日までは臨時休館といたしました。アートたけし展が7月14日からだったんですけども、これを21日に開催日を延期いたしました。また、7月7日から31日までの影響として、団体旅行等のキャンセル17団体、約500人以上がキャンセルされたというふうに聞いております。7月29日、これは台風の接近によって避難勧告を出しましたので、臨時休館にしております。

次に、(3)で応急復旧・復興対策ということで、土砂の撤去、清掃、消毒を7月20日までに完了いたしました。7月13日から入館料無料で開館をしております。これは常設展示のみでございます。臨時駐車場を約80台確保いたしまして、また工房から熊野営業所間の無料シャトルバスを、8月31日までで30分間隔で運行をしております。風評被害につきましては、広報等で払拭するように心がけております。

次に、2の民生部門に移りまして、1の避難所の開設につきましては、7月6日、金曜日の、これ17時ですけども、10カ所を開設いたしました。そのうち町民会館内には福祉避難所を設置いたしました。そのときの分が1,058人避難されております。10カ所全体で1,058人です。7月8日の日曜日に4カ所に縮小いたしまして、町民会館、町民体育館、東部地域健康センター、くまの・みらい交流館ということになっております。28日から29日は台風接近ということで、また10カ所をあけまして、894人が来られたと。8月7日、きのう現在でございますけども、4カ所で、先ほど言いましたように62世帯、160人が避難をされております。

2の災害ボランティアセンターにつきましては、7月9日の月曜日に、社会福祉協議会の中でボランティアセンターを開設していただきました。7月31日現在の情報ですけども、ボランティアが延べ1,352人活躍されてまして、支援実績としては、45



世帯、延べ152カ所を手伝っていただいたと。支援内容につきましては、宅地内、筆の里工房、町内一円の土砂、がれきの撤去、運搬、避難所の支援、事務局運営支援などをしていただきました。

3の仮住宅入居時の生活必需品の支給につきましては、(1)で対象としまして、全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水の被害を受けた世帯となっております。支給内容につきましては、仮住宅や補修後の住宅に入居する際、布団等の生活用具、テレビ、冷蔵庫等の電化製品などの生活必需品の支給を行うこととしております。

4の弔慰金及び見舞金の支給につきましては、罹災証明発行当該世帯に制度を説明し、受付を実施しております。8月6日現在の申請件数ですけれども、国の弔慰金につきましては生計維持者が3件、その他が7件で、10件の申請がございました。災害障害見舞金については、申請件数はございません。日本財団の弔慰金につきましても10件。亡くなられた方が12人おられますので、あと2人の方については申請待ちという状況でございます。

下側に県弔慰金と見舞金と町の弔慰金と見舞金ということで、それぞれ全壊、大規模半壊、半壊につきまして、県のほうが、全壊が22件、大規模半壊が7件、半壊が11件。町のほうが、死亡の場合が10件、全壊が22件、大規模半壊が7件、半壊が11件、床上浸水の場合が16件の申請を受付しております。

次のページに移りまして、5の被災者生活再建支援制度における支援金の支給につきまして、弔慰金と同様に罹災証明発行時に制度を説明させていただいて、受付を実施しております。対象者につきましては、で住宅が全壊した世帯、で住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じてその住宅をやむを得ず解体した世帯、が災害における危険な状態が継続し住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯ということなんですが、これは火山が噴火したような場合、いつ帰れるかわからないようなときに適用されるということでございまして、今回のような大原ハイツについては適用はないというふうに聞いております。につきましては、住宅が半壊し大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯ということで分けております。

(2)の支給額につきましては、先ほどのから の状況に応じてですけれども、全壊であった場合は100万円、住宅の損壊程度、基礎支援金としては、全壊が100万円、解体で100万円、長期避難ということで100万円で、大規模半壊で50万というふうに基礎部分があって、それからまた住宅の再建方法に応じた加算分が、住宅を建設

したり購入した場合には200万円が加算、補修をした場合は100万円が加算、賃貸で公営住宅以外のものを借り受けた場合は50万円が加算というふうになっております。

6の公衆衛生事業、災害関連死予防対策につきましては、避難所内につきましては県から派遣された公衆衛生チームが常駐して、24時間体制で避難住民の健康状態を把握しております。

(2)の被災地域の戸別訪問としましては、避難所以外のところですが、町の保健師と三重県職員、保健師チーム7チームが、被災世帯で罹災証明申請世帯とその周辺世帯を対象に戸別訪問をして、被災者の健康状態とケアを実施、土日を除く毎日活動しております。実績としましては、訪問件数が375件で、そのうち278件が対応されて、97件は不在票を投函させていただきました。

7の消毒液の配布につきましては、家屋に浸水被害を受けた世帯に対して、土砂撤去後に散布する消毒液を無料配布ということで、8月3日現在で72世帯に配布しております。

8の災害廃棄物の処理につきましては、初神、呉地の2カ所に仮置き場を設置いたしております。土砂につきましては、町民グラウンドでの受け入れを今やっております。

今度は9に児童クラブ対象の拡大・減免につきましては、(1)で対象の拡大ということで、被災児童があれば小学校6年生までの対象に拡大して、就労要件等も緩和をいたしました。今のところ、利用実績は1名の方がされております。保護者の負担金の減免につきましては、全壊であれば全額免除、大規模半壊、半壊であれば半額免除としております。

次に、10の保育料の減免につきましては、全壊であれば6カ月間の全額免除、大規模半壊、半壊であれば6カ月間の半額免除、床上、床下浸水等であれば3カ月間の納期限の延長をしております。

11の集団住民健康診断の料金の免除ですけれども、集団健診会場で罹災証明を提示することによって、住民健診の料金を免除いたします。

12の住民票の写し等の証明手数料及びマイナンバーカード等の再発行・再交付手数料の免除ですが、対象者としましては、罹災証明書により平成30年7月豪雨の被災者であることが確認できるもの、または罹災証明がない場合は、申出書により手数料免除を申し出た者が対象となります。免除をする手数料につきましては、被災を原因として行う各種手続等のために必要なものというふうに限っております。証明手数料につま

しては、住民票の写し（除籍を含みます）、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍全部・個人事項証明書（戸籍謄本・抄本）（除籍を含みます）、戸籍の付票の写し（除附表も含みます）、身分証明書とその他税務課が交付する証明書等と。再交付手数料を免除するものは、マイナンバーカードの通知カード及びマイナンバーカードの個人カードですね。印鑑登録証の再交付手数料は免除となっております。

次に、申請に必要な書類につきましては、本人確認書類、免許証とか保険証等でありますけども、罹災証明書、または手数料免除の申出書、代理人による場合は委任状が、印鑑登録証明書、これは印鑑登録の証明書に限りますけども、免除実績としましては、7月31日現在、表中に交付日と書いてありますけども、済みません、交付の間違いですので、訂正をお願いいたします。住民票は300円ですけども、交付枚数が232枚の申請者数が144、戸籍が450円ですけども、これは交付枚数が13の申請者数が5、印鑑証明300円が、交付枚数が22枚の申請者が11、通知カードの再発行500円ですけども、交付枚数と申請者数どちらも1ずつでございます。

次に4ページに移らせていただきまして、3の建設部門でございます。

1の被害実態、6日現在ですけども、(1)から(6)までありますけども、1から4は災害復旧事業の申請数でございます。

また、(1)農林業施設につきましては75カ所が被害に遭っております。ため池の土砂堆積とかの場合は、呉地大池、狐池、飛子上池ですか、など21カ所。水路が土砂の堆積、水路決壊で21カ所。農道が、熊野北農道など7カ所。林道が串掛、ハグイ原、千ヶ峠林道など18カ所。その他が頭首工、揚水器などが8カ所でございます。

(2)の農地災害につきましては、現在90カ所を町内一円で確認をしております。

(3)の小規模崩壊地につきましては、土岐の城・湖水園団地、平谷の広島市境付近など7カ所が被害に遭っております。

(4)の公共土木施設につきましては94カ所ありまして、道路の被害が沖田川端線、慶神橋、北南中央橋、町道呉地奥2号線など69カ所。河川の被害としましては、椎川、三谷川などの25カ所が被害に遭っております。

(5)の上下水道施設については7カ所。

(6)のその他の施設については4カ所ございまして、町営住宅が、城之堀の町営住宅が敷地内の土砂崩壊があると。公園としましては、品長山公園、大原ハイツ内にあるものですが、土砂の流入と遊具やフェンスの流出、のり面緑地としましては、二河川

沿いの神田地区ののり面と石神地区の西県営住宅南側ののり面の2カ所が被害に遭っております。

2の応急対策につきましては、1、農林業施設・公共土木施設につきましては、ため池等は決壊を防ぐため水位を下げる応急措置を実施しております。町道、農道、林道などの道路につきましては、廃土、土砂をどけるのと大型土のう等による土砂流入防止応急措置を実施しております。上下水道につきましては、大原ハイツの一部を除いて全て復旧済みとなっております。比較的小規模な他の影響が少ないものについては、まだ未着手となっております。大原ハイツ内公園につきましては、大まかな土砂撤去を実施済みでございます。

(2)の大原ハイツ関連につきましては、道路内の土砂は撤去が終わりました。所有者同意のもとで、今宅地内の土砂撤去を実施中でございます。町民グラウンド方面に逃げる応急避難路を今現在、建設中というふうになっております。

(3)の応急復旧対策ですけども、農林業施設や公共土木施設は9月から12月の災害査定に臨み、承認された箇所から設計等の発注準備を進め、順次、復旧工事を実施する予定となっております。災害査定に該当しない小規模箇所は、単独事業として順次対応を進める予定となっております。

(4)の復興の方向性につきましては、町内随所の土石流発生箇所について、砂防堰堤や治山堰堤などの整備による恒久対策の早期実施を県に要望するとともに、町で実施可能なものについては、2次被害防止の観点から、人的被害のおそれがある場所を優先して実施するなど、砂防体制の強靱化を図り、災害に強いまちづくりを推進しようと考えております。

次に、4の教育部門でございます。

1の被害実態につきましては、学校施設の被害としましては、熊野第二小学校のプール及び管理棟に土砂が流入し堆積、フェンスの倒壊等がございます。その下に写真をつけております。

(2)の社会教育施設につきましては、熊野町民グラウンドのグラウンドの南側の水路に土砂が流入し堆積しました。応急救助対策としましては、スクールカウンセラー、臨床心理士等の配置ということで、教職員へのアドバイス、希望する児童・生徒へのカウンセリングを行います。

3、復旧対策、被災者支援、災害復旧事業などにつきましては、(1)で災害救助法

による学用品の給与、(2)で就学援助費支給認定、住家全壊、半壊等の場合ですね。次に、熊野第二小学校プール及び設備の復旧工事、これは公立学校施設災害復旧事業ということで、補助率が3分の2で、今回激甚災害指定によって補助率が8割までかさ上げされております。

4の熊野町民グラウンド、水路の浚渫工事につきましては、公立社会教育施設災害復旧事業ということで、補助率は3分の2というふうになっております。

続いて、5ページの税・料の減免につきまして御説明申し上げます。

まず、町民税につきましては、平成30年度の7月以降分の適用というふうになっておりますが、平たく言いますと、2期以降ということになるんですけども、死亡した場合、生活保護を受けることになった場合が全額。障害者となった場合は9割、住家が損壊した場合、これは合計所得金額が1,000万円以下の納税義務者でございますけども、半壊・大規模半壊が8分の1から2分の1まで、全壊が4分の1から全部の免除というふうに、減免というふうになります。

固定資産税につきましては、同じく土地につきましては被害面積に応じて4割から全部、家屋につきましては、全壊が全部、大規模半壊が8割、半壊が6割、床上浸水が4割。償却資産につきましては、廃棄するか復旧不能であった場合は全部、修理費に応じて4割から8割の減免というふうになっております。こちらのほうの納期の延長につきましては、第2期を10月1日まで、1カ月延長しております。

次に、国民健康保険税につきましては、死亡した場合が全額、障害者となった場合は9割、住家が損壊した場合は、半壊、床上浸水が2分の1、全壊が全部と。納期限につきましては、1期が8月31日を10月1日に延期というふうに、2期も1カ月ずらしております。

介護保険料につきましては、大規模半壊、半壊、床上浸水が2分の1を減額、主たる生計維持者の死亡または重篤な傷病、第1号被保険者の平成30年7月5日以降の保険料は免除と。生計中心者の所得の減が生じた場合は、前年の所得に応じて、第1号被保険者の平成30年度、度がありませんでした。度は消してください。30年7月以降の保険料を8割から10割減免というふうになります。

介護につきましては納期の延長はございません。介護保険のサービスの利用料につきましては、生計中心者の死亡または重篤な傷病を負われた方、床上浸水以上の被害を受けた方は、30年10月まで利用料を免除いたします。

国保、後期高齢者医療費の窓口負担の免除ですけれども、 で住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をされた方、 で主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負ったり行方不明の方、 が主たる生計維持者が業務を廃止、休止または失職して現在収入がない方につきましては、窓口負担の減免を行う予定でございます。

後期高齢者医療保険の減免につきましては、同一世帯の世帯主の住家が災害等により世帯主及びその世帯に属する被保険者が、自己の居住に供する家屋等を滅失した、または著しい損害を受けた被保険者であった場合、損害保険等から補填がある場合はその分は控除いたしますけれども、保険料の減免をいたします。後期高齢の納期の延長につきましては、税と同じように、第1期を7月31日から8月31日、第2期を8月31日から10月1日に延長しております。

国民年金保険料の免除、納付猶予につきましては、住宅・家財などに2分の1以上の損失があり、保険料の納付が困難な国民年金第1号被保険者につきまして納付の猶予を行います。学生は除かれて、損害保険等から補填がある場合はその分は控除することになっております。

次に、児童クラブ保護者負担金と保育料、住民健診料金につきましては、3ページのほうで述べましたので、続いて、上下水道料金につきましては、大原ハイツからの避難者につきましては、原則7月8月分は全域で免除をいたします。ただし、ブルーゾーンは8月12日以降に帰れますので、9月以降は徴収するということになるんですけども、レッドゾーンの方についてはまだ帰れないということで、9月以降から戻られて給水開始をするまでの間を全額免除しようというふうに考えております。その他の家屋の損壊及び床上浸水の被害者につきましては、30年7、8月分を全額免除。被災による町内移転者につきましては、移転先料金を6カ月間全額免除いたします。被災家屋の建て替え、修復等に伴う給水装置工事に係る手数料につきましては、設計材料審査手数料と工事検査手数料を免除することとしております。

続いて、6の当面の要投資額の概要につきまして説明をいたします。

7月補正予算ということで、専決処分をさせていただきました。歳出総額は21億8,612万1,000円。まず総務部門につきましては、民生費として637万円ですけれども、避難所設置及び災害本部補助における臨時職員時間外手当ということで37万円、管理職特別勤務手当として600万円。次に、消防費として2,381万6,000円が行方不明者搜索等、罹災証明書の発行、職員の時間外手当ということで、2,381万

6,000円を計上しております。災害復旧費3,000万円につきましては、筆の里工房駐車場の流木・土砂撤去・処分工事費等を計上しております。総務部門の全体としましては6,018万6,000円でございます。

次に、民生部門の計としましては6億9,727万9,000円で、内訳としましては、民生費2億2,367万4,000円、そのうち被災者支援事業としまして、災害弔慰金及び災害見舞金が5,120万円、災害救助事業として、避難所設置による経費、被災者の救助、支援のための扶助費として1億7,009万8,000円、ボランティアセンターの運営事業として237万6,000円、衛生費のほうで4億7,360万5,000円ですけれども、災害廃棄物収集運搬処理、仮置場管理業務等に要する経費として上げております。

次に、建設部門につきましては、合計が14億419万2,000円ですが、民生費として9,859万2,000円で、応急仮設住宅の供与、これは借り上げ型の仮設住宅に要する経費でございます。農林水産費として2,897万円、これは大原ハイツ緊急道路新設に要する費用でございます。土木費として6,605万2,000円ですけれども、応急仮設住宅事業として、応急仮設住宅となるコーポラス熊野改修に要する経費が405万2,000円、宅地内堆積土砂排除事業として、宅地内の堆積土砂の排除に要する経費として5,700万円、熊野町公共下水道事業繰出金として、公共下水道事業に対して繰り出し経費が500万円。消防費として68万7,000円ですけれども、臨時職員時間外手当に要する経費でございます。

次に、災害復旧費として12億989万1,000円ということで、内訳が農林水産業施設災害復旧事業として、農林水産施設の災害復旧に要する経費として6億205万9,000円、公共土木施設災害復旧事業として、公共土木施設災害復旧に要する経費5億5,115万7,000円、都市施設災害復旧事業として、緑地のり面等の災害復旧に要する経費として5,667万5,000円を計上しております。

教育部門としましては、合計が2,446万4,000円ですけれども、民生費として災害救助事業。学用品の給与及び避難所施設、これは町民会館、くまの・みらい交流館、町民体育館の光熱水費に要する経費でございますが、1,696万4,000円。災害復旧費として750万円ですけれども、公立学校施設災害復旧事業が熊野第二小学校プール周辺の土砂撤去に要する経費として500万円、公立社会教育施設災害復旧事業として町民グラウンド南側水路の土砂浚渫工事に要する経費が250万円を上げております。

続く6ページについては先ほど説明させていただきましたので、割愛させていただきます。

私からの説明は以上でございますけども、ただいま説明の中になかったことにつきまして、また御質問いただければと思います。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 　ただいま貞永危機管理監から説明をいただきました。それでは、ただいまの報告について、また住民からの要望や意見、あるいは疑問事項がありましたら発言をお願いしたいと思います。

どなたか発言ありませんか。片川議員。

~~~~~

6番（片川） 　このレッドゾーン、ブルーゾーンに分かれてるわけですよね。このブルーゾーンになった根拠をお伺いしたい。町民の方からも再三再四、質問を受けております。何を規準にブルーゾーンになされたのか、それをお教えいただけますか。

~~~~~

議長（山吹） 　貞永危機管理監。

~~~~~

危機管理監（貞永） 　6ページをお開きいただきたいと思うんですけども、図面が青と赤色に塗られたところがございまして、ブルーゾーンというのは土砂災害警戒区域となっていない区域ということでございまして、ブルーゾーンはなっていない。レッドゾーンはなっている区域というふうに区分けして、ブルーとレッドというふうに呼んでおります。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 　片川議員。

~~~~~

6番（片川） 　私の記憶違いですかね。7日の午前、午後のちょうどきわぐらいに私は現場に入りました。このブルーゾーンの角のそこじゃったと思います、土砂来てますよね。それで、その上、それから体育館のほうへ向いて道路が仮設がつくられる、避難道がつくられるというところの上、山がずえてますよね、崩れてますよね。指定されてな



かったら、現実にずえとっても安全なんじゃないかね。

議長（山吹） 沖田建設部長。

建設部長（沖田） 片川議員御指摘のブルーゾーンの一番端で流出土砂が発生しとるといってございまして、ここは応急措置として、現在県のほうで大型土のうを設置していただいております。引き続き、ここについては急傾斜ののり面保護事業を続けて県のほうで行っていただくということになっておりまして、安全だという判断をいたしております。

以上です。

議長（山吹） 片川議員。

6番（片川） 避難指示解除をされる日時までにできるんですか。大型土のうを今しとると。私らは土木の専門じゃないんでわからないんですが、今現実、肌が見えとるわけですね。隣を見れば大きく上から下までずえとるわけですね。こっちの今見えとるものに関して、危機感というものはないんじゃないかね。

その下の道路がつくところ、これ谷になってますよね。それでずえた今地肌が見えとるところから、もしこれずえてきたときには、この住民たちに対しての責任いうものはどう思われとってんかなと思って私は不思議なんです。

8月12日に解除の見通し。これ道路がついたら解除だよというふうに私今聞こえるんです。大型土のうがここにありますが、積んであります。これ、今たちまちできることですよ。堰堤を設けられると今言われたんかどうかしらん、ネットを設けられる言われたんか、それが済んでからじゃあ遅いんじゃないかね。8月12日という根拠が私はわからない。安全だと言われる根拠が私にはわからないんですよ。

確かに体育館のほうも社会施設ですので、ほかの方々に利用していただかなきゃいけないんでしょう。体育館もあけなきゃいけないんでしょう。それは確かにわかるんですが、この現時点で、あそこの角の家に土砂が来てましたよね。これ以上はずえないんだ、もう大型土のうで守れるんだと断言なさるのか。それとも、このブルーゾーンの方々が帰られるときに、まだ来る可能性がありますよと。とりあえず土のうでとめるようにし

ましようね。そこから先、超えた山の土の量に関しては知りませんよという周知をされて、危機感を持たされて帰してんですか。

議長（山吹） 沖田建設部長。

建設部長（沖田） 引き続きまして、片川議員の御質問でございます。

最初の8月12日の根拠でございますが、議員が御指摘のとおり、応急避難路の仮設道が完成するという事で、今までグリーントウンの横を回って来る通路だけでは同じような土石流が発生した場合避難路がなくなるということで、応急避難路の、今建設しておるのは仮設道でございますけれども、これの完成をもって2方向にどちらでも避難できるということが可能になるので、8月12日という日付を決めております。

それと、土砂崩れのことでございますけれども、先ほども貞永危機管理監の説明にございましたけれども、国土交通省の砂防の専門家の方に、現地、全て土砂崩れを起こしたところを詳細に見ていただいております。それで、御指摘の箇所については、ほかの3カ所土砂崩れを起こしてるんですが、ほかの場所は土石流でございますして、このブルーゾーンのところに関しては表層の土が流れたという状況で、土砂流出の仕組みがちょっと違っておるといふこともあります。

大型土のう、これはあくまでも緊急でございます。緊急で、同程度の大量の降雨がない限りは大丈夫だという助言をもらっておるところでございますが、要は同じような降雨等が予想される場合は、やはり早目の避難ですね、これとセットで考えておりまして、早目早目の避難をしていただくということが前提で帰宅をしていただくというふうを考えております。同程度の雨が降らない限りは大型土のうで防げるという判断をしておるところでございます。

以上です。

議長（山吹） 片川議員。

6番（片川） そのことの、今御説明くださったことの被災者に対しての周知は、どのようにされておられますか。そのような説明を受けたという声は聞こえてこないですね。その辺を徹底していただかないと、もちろん不安も取り除いてあげなければいけないで

しょう。ただし、危機感は常に持つっていただかないといけないということで、その辺の説明をしっかりとっていただきたいなという気がしておりますので、よろしく願いいたします。

議長（山吹） 貞永危機管理監。

危機管理監（貞永） 片川議員さんからの説明会ということでございますけども、最後のページの左下のところに、8月8日に説明会を開催しますということで、きょうの20時から県と町の合同説明会を第四小学校の体育館で開催させていただいて、先ほどのような状況について説明をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（山吹） 片川議員、それでいいですかね。建設部のほうも、危機管理課のほうも、その辺を十分に踏まえて考えていただきたいと思います。

ほかにありませんか。荒瀧議員。

9番（荒瀧） 議論は同じテーマに行くほうがいいと思いますので、今の片川先生の関連でございます。呉地奥が土石流がやっぱり流れております。この地質を見られますと、肌分かれをしております。花こう岩が。で、滑っておりとるんですね。4メートル角ぐらいの岩が途中にとまっておりますけど、だから大きな岩だから安心というより、風化は同じだけ進んできております。

いいですか、これは国が言うたから安心はない。一番の根っこは地元なんよ。地方自治のここ熊野の者がどう思うかと。今の専門家じゃ、専門家じゃというて、研究者は他人事も言うわけでございまして、誰か責任をとってくれませんよ、流れたときには。だからその点も踏まえて、専門家の意見も多面的にはなってくるんですが、国の機関が言うから安心であるということだけではうのみにされないように。

風化はどの程度進んでおるかというのは目視だけではできません。奥に潜んでおります。だから、そのあたりも踏まえて、一応歩いたということではありますけど、どの程度、どのぐらい時間をかけて歩かれたのかな、それを教えてもらえますか。

議長（山吹） 答えられますか。沖田建設部長。

建設部長（沖田） 2回、調査で現地のほうに入っただいております。まず最初に入っただいたときが約3時間半だったですかね。2回目はちょっと前回の状況を見て、同じ方が来ていただきましたので、2時間半ぐらいで下山されてこられました。

以上です。

議長（山吹） 荒瀧議員。

9番（荒瀧） あの広さの中をその程度でどうかというのは非常に難しい点と、本来でいえば地下ボーリングなどをしないと地下の風化は見えない。だから、そのあたりを前提にしながら、万が一を考えにやいけん時期です。非常事態が起こったわけですから、これをまた繰り返したら、熊野の自治は恥ですよ。国が言うたけえこれはこうじゃったと逃げたらだめです。住民を守るのは私どもですから、そこをくれぐれも考えて対応いただきたいと思います。

議長（山吹） 貞永危機管理監。

危機管理監（貞永） 荒瀧議員さんの御指摘というのは十分肝に銘じてするわけですが、ハード的なものというのもありますけども、先ほども沖田部長のほうから言いましたけれども、人命が第一ということでございますので、基本的に雨が降り始めるときからもう早期の警戒態勢に入りまして、今までよりも早い段階で避難準備、避難勧告、避難指示をこれから出して行って、早目に避難をするように、していただくというふうに心がけていきますので、そちらのほうのハードだけに頼るのではなくて、人的な損失を最小限にするという気持ちで臨みたいと思います。

以上でございます。

議長（山吹） ほかにありませんか。沖田議員。

5番（沖田） 被災された方に対するみなし仮設住宅なんですけれども、ここ2ページ

の3番にありますように、生活必需品の支給ということがここへ書いてあるんですが、実際、被災者の方からお聞きした話ですが、その方は大原ハイツで住宅が全壊、お子様も亡くされて、このたび県の提供されるみなし仮設に入居が決まられてる方ですけれども、入居が決定してもう10日がたつんですが、まだふとんが来ないということをおっしゃってました。また、生活必需品の一覧表というものがあるんですけども、それ以外にも電化製品で必要なものがあれば用意をいたします、ということ町説明のときに町長がおっしゃったということをおっしゃってまして、そういったものがまだなかなかうまく支援ができてないということに関して、担当課のほうでお話をさせてもらったんですけど、このみなし仮設に関しては県が提供してるということなので、町のほうではというようなお答えでした。

しかしながら、県が提供してるからといっても、町のほうからその方の声を県のほうに届けることができると思いますし、入居が決定して10日もたつのにふとんが届かないというのも、確かに広島県内、たくさん被害が出てますので仕方がないのかなという気もしますが、本当に被災された方の気持ちにというか、やっぱり寄り添って、担当課でのお答えの仕方とか、そういったことも考えていただきたいですし、そういう声が上がったら、それは町じゃなくて県ですからというんじゃなくて、町のほうから県の方へお願いしてみますというような、そういった対応をしていただけないかなと思いますので、その辺よろしくお願いします。

~~~~~  
議長（山吹） 光本民生部長。

~~~~~  
民生部長（光本） ただいまのみなし仮設、仮住宅のほうの入居に際しての生活必需品の支給ということでございますが、手続として、まず民間のほうのアパート等の申し込みをいただいたものについては窓口が町になりますので、まず手続として町のほうに申請をいただいて、それを県に上げると。県のほうで決定をして、入居決定すれば町のほうと御本人にそれを通知が行くと。そういうことも、決定をもって生活必需品の発注をかけるということになりますので、まずちょっと非常に時間がかかるというところは確かに御指摘のとおりです。

まず申請を受けてから県のほうに上げて決定するまでにやっぱり1週間前後かかります。それからまた今度は電化製品、日用品等を発注ということで、それが1週間から2

週間弱ということで、20日間ぐらいどうしてもかかっている状況があります。その辺も県のほうには常に連携しながら早目にとということをとっております。

ただ、申し込みをしてもキャンセルというのがやっぱり実はあるんですね、これ。特に、民間のほうだけじゃなくて、やはり県営住宅とかということになれば、今大原ハイツにお住まいの方ほとんどが一戸建ての大きい家です。ですから、物件を見たらこれはちょっと入れんのかなというんでキャンセルということがあります。キャンセルになった場合は日用品が浮いてしまいますので、早目に余分にとって、いつでも迅速にと。公的機関がかかわらなければそれもすぐ融通が利くと思うんですが、ちょっとその辺のまどろっこさもありますので、そういった時間がかかるということはやはり丁寧に説明をしたいと思います。

それと、県のほうは県のほうでやるんですけども、町のほうのコーポラスのほうの入居のほうもありますので、そちらのほうは町のほうで独自に発注等できますので、早目にするように努めたいと思います。

以上でございます。

議長（山吹） ほかにありませんか。中原議員。

14番（中原） 今の災害復旧費の補正予算を組んであるんよの、12億何ぼいう。あれは町の中で全部これは使い切ってしまうぐらいの、主に大原ハイツじゃろう思うんじやが、これはどういう使い方になるんじやろうか、ちょっと詳しいことがわかりや。

議長（山吹） 堀野総務部次長。

総務部次長（堀野） 今回の専決処分をさせていただきました7月の補正予算ですけども、今の災害復旧費、これまでもいろんなものを、避難所の運営であるとか、搜索活動、救出活動、さまざまな活動等をやっておりますけども、そういったものが全てここに予算として上げさせていただいております。

トータルの予算で、歳出総額が21億8,612万1,000円とさせていただいておりますけども、これに災害救助法の適用を受けて補助金であったり特別交付税であったりというふうなところもありますので、今、実際に町のほうで持ち出しがかかってくる

ものというのは5億円余りをちょっと考えておりますけれども、その中の予算で今から今後の対応もありますけれども、全て賄っていくというふうな形で考えております。

以上でございます。

議長（山吹） 中原議員。

14番（中原） わしが言うのは違う。12億何ぼの災害復旧費があるけえ、いろんなものがあるが、使い道よ、それはどこに使うんかいう、今年度中に全部使うてしまふんかいうことを、部長に聞いたかった。

それと、もう1件は、河川よね。河川は県のあれじゃろうと思うんじゃが、今の順位をつけて重要なところからやっていくんじゃろうと思うんじゃが、そこらの順位づけというのは町も入ってやるわけじゃろうか。そこらをちょっと聞きたい。

議長（山吹） 沖田建設部長。

建設部長（沖田） 災害復旧費のほうですけれども、これについては公共土木施設、道路、河川ですね。あと農業施設、主に田んぼ、あと水路とか、農道とかといったことになります。あと都市災害施設については、主に熊野団地の中ののり面が崩れたとこの復旧費ということで、あくまでも概算での金額となっております。ということで、当然余る場合もあると思います。逆に、足らなくなる場合もあると思います。その場合は、また9月なり、12月の補正のほうで増額をお願いするということになるかと思っています。

それと、河川のほうの順位でございますけれども、河川の修繕、補修について、町のほうは今のところまだ県の協議の中には入っておりません。今から本格的に詳細設計等、県のほうも入っていかれると思いますので、積極的に、その辺は順位づけ等の話の中に入れていきたいと思っています。

まず、町内で大事なのが、災害規模が大きいのは三谷川、初神地区のですね。あそこは護岸が切れまして、かなりの土砂が流出しております。上流側については、家の1階部分がかかり埋まったお宅がありますので、そちらの廃土については町の事業になるわけでございますけれども、砂防河川等、あと二級河川の復旧につきましても、積極的に話、県の中に入れていきたいと思っております。

以上です。

議長（山吹） ほかにありませんか。諏訪本議員。

4番（諏訪本） 先ほどもちょっと立花さんのほうから出ました避難所のことなんですけども、町民体育館のほうへ行きますと、何遍か行ったんですけども、要するに、結局私が3月に質問した段階では、町の要するに担当者があそこをトップで取り仕切るというお話をお聞きしとったんですが、実質的にはほとんどNPOの方がやっておられるような状況がありました。また、きょうまた新聞にも載っておりましたが、のぼりの件もあたりしますけども、町民の多くは、あれ町が立てたんじゃというようなことを思うたりしとるわけですよ。だから、やはりそういったことについて、ちょっと一つ思うのは、やはりNPOのほうにもうあそこの避難所の運営管理を任されたのか、委託されたのか、ちょっとそこはようわからんので、教えてもらいたいというように思います。

議長（山吹） できますか。光本民生部長。

民生部長（光本） 町民体育館の避難所なんですけども、実は今現在も130人弱おられます。当初から、一番大原ハイツに近いということで大勢の方がおられて、職員も当初は10人弱の24時間体制で行っておりました。ただ、職員も不眠不休でということはず無理ですので、当初の段階からNPO法人さんのほうには協力いただきたいということで、一緒に運営のほうをお手伝いをしていただいております。そのスタンスは今も変わっておりません。

ただ、あそこに関していえば、非常にNPO法人のネットワークといいですか、全国から実は救援物資が独自に、町が知らない間にもどんどん来ておるような状況は確かにあります。ということで、ある意味、町の職員以上の熱意をもってあの運営のほうも、協力のほうも呼びかけていただいている部分もございます。

ということで、見た目にはそういったように役場の職員よりは目立つようなところは確かに声を聞いておりますが、基本的にはやはり町が運営する避難所に御協力いただいとるスタンスで運営をしております。ということで、その辺は御理解いただきたいと思っております。



以上でございます。

議長（山吹） 諏訪本議員。

4番（諏訪本） だから、要するにやはり基本は町が、町が中心になってNPOを使ってやっておられるというように解釈していいんですよね。

ただ、先ほどちょっとのぼりのことを言いましたけども、そういったような業務は、実際にはあくまでも町が中心とする委託の団体ですから、そしたらやはりそのNPOがすること、されることについて、町はやはり了解、承認のもとに進めておられるというように解釈していいんですか。今ののぼりの件あたりも含めていって。

議長（山吹） 光本民生部長。

民生部長（光本） 実は、のぼりの件は、私もつい1週間前にのぼりがざっとあって、見えて、あれは何ですかということで初めて知ったような状況です。とにかく微に細に全て手足を縛るようなことはなかなかできてないのが現状です。ということで、事後報告も含めて情報はいただくということで、特にNPOの理事長さん、館長さん等には常に話をしながら、特にトラブルが起こったりとか、食材等について一番心配なのは食中毒です。ですから、保健所のほうも指導もありますし、実際に医療チーム、看護師チーム、栄養士チームの常駐もありますので、その辺は食中毒等の事故防止も含めた、ことを含めてきちっと注意しながらNPOとも連携しながらやっておるような状況です。

ただ、先ほど言いましたように、のぼりの件だけじゃないんですが、本当に細かい部分では事後報告等、そういったところは確かにあります。事故のないように、そういうことのないように万全の注意を期したいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

議長（山吹） 諏訪本議員。

4番（諏訪本） のぼりの件に関して余り、今、一生懸命募金を100円でも200円でもと思ってやっておる最中に、町はようこんな金があるよのというのは町民の一般的

な受けとめ方でございますので、ひとつよろしくお願ひしたい。大変な、本当は皆さんよく頑張っておられるし、大変努力をされてると思います。大変じゃろうと思います。

もう一つ、私は前も言いかけてとまったんですけども、熊野高校を使わなかったというのは何か理由があるんでしょうか。

~~~~~

議長（山吹） 光本民生部長。

~~~~~

民生部長（光本） これ避難所のこと、避難所としてということでよろしいですか。

実は、町内、今現在開設中であります4カ所以外に6カ所設けております。これは町の計画の中でも位置づけをしております。ということで、住民の方への住民周知も含めて、その10カ所が定着しておるということで、改めて1カ所ふやしてということは考えてない状況の中での熊野高校の活用は現在してないということで考えております。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） 諏訪本議員。

~~~~~

4番（諏訪本） 当初ちょっと話をしたときに、熊野高校のセミナーハウスを使うよりも、より充実した施設を準備するからということ言われたんですけども、ちょうどその日が9日の日だったんですが、9日の日に土岐の城の方がどんと町民会館のほうへ行かれてますよね。だから、その段階では熊野高校のセミナーハウスを活用するよりも、よりいい環境を準備できるというような状況にはなかったと思うんですね。体育館もいっぱい、それから町民会館へも150名ですか、200名ぐらいの方が来られてる。そういう状況の中で、ああそうですかということわしもそれ以上言わなかったんですけども。

あと私は長く質問してもあれなんで、もう一つ言うときたいのは、風呂の設置がありましたけども、自衛隊がその後に風呂を設置しました。しかし、あとバスで送迎したりして西部の健康センターやら東部のほうへ入浴に案内したという話も聞いておりますけども、ちょうど歩いて四、五百メートルの位置に熊野高校のセミナーハウスの風呂があって、風呂へ入った後、畳の上でゆっくりくつろいで帰られたら、ずっと皆集団生活をされてる中でいい気分転換にもなるし、いいんじゃないんかなというようなことは私自

身も思ったんですが、もうこれは私自身は余り言いませんでした。やっぱりだから私は町の担当者の方が言われた、よりいい環境、よりよい状況を避難者の方につくってあげるんだというところをもっともっと押し進めていただきたいというように思っております。

以上です。

~~~~~

議長（山吹） ほかにありませんか。荒瀧議員。

~~~~~

9番（荒瀧） 先ほどの件はちょっと関連だったものですから。私が最初に御質問申し上げたのは、まずは人命が大事であるというのは多分原則だろうと思うんです。今の話は、災害が終わった後の避難。だからステージがだんだん違うわけですよ、多面的な面がありますので。

誰を責めるという意味じゃなくて、これは私は熊野の100年後を見据えたビジョンというのが今から本が出ると思うんですが、安全な安心できるまちをつくるというのが述べてあると思います。その一環の中でも、人は忘れます。今はこれを体験してますから、早く避難指示や云々出されると思うんですけど、そういうときに知識、資料をまとめるチャンスです。

今回、自宅で亡くなられた方が何人、避難途中で亡くなられた方が何人か教えていただけますか。

~~~~~

議長（山吹） 答えられる。荒瀧議員、ちょっと難しいと思うんで、また後で回答をいただいたらと思いますので、よろしくお願いします。

荒瀧議員。

~~~~~

9番（荒瀧） これは非常に大事な点は、人間というのは自分を守ろうとするというか、自分は安心だという、心のバリアがあるというのは今出てますけども、そんな中で、逃げるべきかどうかというのは御自身にかかっているわけでございます。行政の強制力もどこまであるかという問題もあります。それをもう一遍再構築するときに来ると。

避難指示というのはどういう問題があるかと。気象庁の情報が出てきております。気象庁は早い段階から特別警報が出るぞというのをどんどんどんどんスピーキングしてお

ります。そんな中で、町としても、まさか起こりゃすまいというのがどこかの心の中にあったはずなんですよ。じりじり検討しながら、結局、あの段階で、同時期、特別警報が出たときにあわせて町も避難指示を出された。ただ、町民にどの程度徹底されとったかというのもしっかり調査すべきだろうと思うんですね。まだできないと思いますけども。

今、避難をされてらっしゃる方が幸い集まっていられちゃいますので、そういうときにも、どういう状態で避難されたのか。住民の本当の心、住民視点に立った御要望、御意見を聞いて、それを次に生かす必要があるかと思っておりますので、今は多分まだ調べてらっしゃらんと思いますが、ぜひこれは100年後の人に生かす意味で資料をつくっておくべきだろうと思っております。

そういう点、人命を救うために避難をさせる段階の問題、避難した後の問題、次は避難から帰される段階。将来の防災構築を、復興をどうするか。非常に多面的な要素があるんで、ぜひこれは特別委員会をつくって、しっかりと、ええ、悪いの話じゃないんです。熊野の自治をつくり上げるための大きなチャンスだと思っておりますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

~~~~~

議長（山吹） 後からまた報告させていただきますけども。

貞永危機管理監。

~~~~~

危機管理監（貞永） 大変貴重な御意見というふうに思っておりますし、今回、災害が起きたことにつきましては、議員御指摘のように、今までこういうのがなかったという経験不足というところもあるかと思っておりますし、住民の皆さん方への避難を正しく伝えたかどうかというものと、役場職員がどのように対応したかというものについては検証していかなければならない。今後、また次のために生かすということをしなればいけないというふうには考えておりますので、その点につきましては、今後、被災された方、大原ハイツが主になるかと思うんですけども、住民アンケート等を行いながら、当時の皆さんがどういうふうな心境であったのか、どうやったらいち早く避難していただけるのかという点につきましても、検証していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹） ほかに。立花議員。

3番（立花） 大原ハイツへ帰られるのが12日ということみたいなのですが、それ以降に、町内全体もあわせて、災害ボランティアで土砂とかを運んでおられるようなボランティアは今からふえるんですか、それとも減っていくのか、ちょっと教えてもらいたいと思います。

議長（山吹） 光本民生部長。

民生部長（光本） ボランティアがふえるか減るかということですが、実はボランティアのニーズがなければボランティアの活動の場がないんですが。

現在、ボランティアセンターの職員、社協ですけども、社協の職員が大原ハイツも含めて現場を見に行く中で、ニーズのそれぞれ把握に努めております。宅内の土砂とか大きいものは、これはボランティアの手に負えない部分になりますので、これは町のほうでどこかほかの手段を考えないといけないですけど、そのあたりを家の所有者の方とか話を聞きながらということで、常にボランティアセンターのほうで放送もしておりますし、募集もかけております。ということで、ただ時間とともにボランティアの方も非常に減ってくるというのがやはり現実としてありますので、できるだけ対応するということが、ボランティアの募集をかけるというところでニーズにこたえたいというふうに考えております。

以上です。

議長（山吹） 立花議員。

3番（立花） ごめんなさい、ちょっと質問の内容が悪かった。具体的にいうと、バケツがあるじゃないですか、土のうをつくるやつ。あれストックしとるんですよ、私が。それが必要でなければ、今必要な坂とか、小屋浦も一緒ですが、そういったところに持って行ってあげようかと思ったりしておるんですが、いや、熊野でもまだ必要ですよと言われれば。

議長（山吹） 立花議員、ちょっと後からそのほうは話をさせていただいて、進めていただいたらと思うんで。

3番（立花） じゃあもう一つ。ええですか。

議長（山吹） はい。

3番（立花） さっき救援物資のことを言われたんですが、どこに言っていいかわからないと。町のほうに言っていいか、今実際に体育館のほうに言っていいか、それとも杉さんという方に言ったらいいか、ちょっとよくわからないような状態なんです。13日にもう一回名古屋から持ってこようというような話になっているんですよ。それは光本さん、知ってないかもわからんじゃけど、そういうところの情報が一本化されないようなことなんで、受け入れ窓口がですね。そこらをおある程度教えていただければ、もう緊急なんです、私の場合はね。すぐにでも返事をしないといけないんで、そこらあたりのことを教えてもらいたいと思います。

議長（山吹） できる。ちょっと。

14番（中原） ここで議論するより、直接言うちゃったほうが早い。

3番（立花） それはええんじゃけど、この後。

議長（山吹） 貞永危機管理監。

危機管理監（貞永） 物資の受け入れにつきましては、一元的に町のほうで受付しております。立花議員さんが言われるのは、避難所のほうへ直接持っていきたいというような要望があった場合ということだと思っておりますけども、なるべくならば町のほうを通していただきたいなというふうに考えております。

といたしますのは、その情報が町のほうに来ない場合があります。その後のお礼とかいうのを考えておりますので、大したものじゃないです、礼状とかを出すというようなこ

とも考えておりますので、できるだけ町のほうを通していただければ、こちらのほうから各避難所のほうに持っていくというふうにしておりますし、ちょっとまた備蓄倉庫のほうの容量が、かなり皆さんの御厚意で満杯に近くなっておりますので、全部を受け入れるというのが非常に難しくなってきました。食べるとかというような食材であれば、食べたならもう終わるので場所をとるということはないんですけども、水とかタオルとかいうものが大量に来て、ちょっと納めるところがなく、今ちょっと車を出して車庫棟の中へ入れとるような状況ですので、ホームページ上では個人の方の御厚意についてはちょっとお控えいただきたいと。会社等につきましては、ちょっと御相談をいただきたいというふうにしておりますので、その手続も、大変申しわけないですけども、そういう町のほうに言っていただければこちらのほうで対応いたします。よろしく願います。

以上でございます。

~~~~~

議長（山吹）　じゃあ直接またお話されたらと思いますので、よろしく願います。

執行部の方も業務のほうが多忙になっておるんで、この辺で閉めさせていただきたいと思っておりますけども、先ほどからありました議員からの意見等については、回答できなかったもの等は執行部で検討をしていただきたいと思っております。

また、議会におきましては災害に関する今後の検討の場を考えたいと思っております。そうした場で改めて協議を進めたいと思っております。

執行部の皆さんにはこの辺で退席をいただきたいと思っておりますが、よろしく。ありがとうございました。

暫時休憩いたします。11時15分開会といたします。

休憩　11時00分

再開　11時15分

議長（山吹）　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続いて、その他ですが、先ほど若干触れましたが、今回の災害を踏まえまして、2点ほど協議をいたしたいと思っております。

1点目は、災害に関する今後の検討の場をどうするかということについて、そしてもう1点は、本年度の各常任委員会の視察等についてです。

まず、1点目の災害に関する今後の検討の場について、協議したいと思っております。

災害発生から1カ月が経過したところでございますけども、今回の災害がやはり近年にない重大な事件であることから、議会に検討の場を設ける必要があるのではないかなというようにもありますし、例えば災害の復旧・復興のことや、今後、災害があったときに議会、議員はどう行動するか等を検討するものとして、災害対策に係る特別委員会を設置すべきではないかという意見が多くの議員から伺っております。災害発生から少々時間が経過しており、また議決を要するものとはなりますが、特別委員会を設置し、議会内での協議の場を設けたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) それでは、特別委員会を設置するように進めようと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。それでは、特別委員会の設置を進めます。

なお、早急に詳細を詰めまして、設置に関する決議文等を作成し、皆さんの賛成をいただいた上で、改めて議会運営委員会に諮って決めていきたいと思っております。

次に、本年度の各常任委員会等の視察についてですが、議会運営委員長からの審査報告にあったとおり、先日、8月6日に開催されました議会運営委員会におきまして、本年度の議員全員での視察研修及び各常任委員会の視察研修といった県外視察研修については、中止を含めて全員協議会で協議することとされました。このことについて、皆さんの御意見を伺いたいと思っております。意見はありませんか。じゃあ中止ということで。

(「はい」の声あり)

議長(山吹) それでは、本件につきましては中止といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(山吹) 異議なしと認めます。それでは、本件につきましてはそのようにさせていただきます。

そのほか、何かありましたらお願いしたいと思います。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(山吹) それでは、以上をもちまして全員協議会を終了いたします。

(閉会 11時20分)



上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

熊野町議会副議長